

旧	新
第 1 0 編 原子力災害対策編 □本編は、事業所外運搬時における原子力災害に関する事項について定めるものとし、原子力施設における原子力災害及び原子力艦の原子力災害に関する事項については、第 1 4 編に基づくものとする。 □原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）等に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講じる。 第 1 章 災害予防 第 1 節 核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保 □原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努める。さらに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等を行うものとする。 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第 1 情報の収集・連絡 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 □原子力災害に対し、万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。 (2) 情報の分析整理 □収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。 □平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。 (3) 通信手段の確保 □緊急時における情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。 第 2 災害応急体制の整備 (1) 防災体制の整備 □核燃料物質等の運搬中の事業所外運搬に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）に対し、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るよう指導する。 □核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等より報告を受け関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合、又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催）事故情報の収集、	第 1 0 編 原子力災害対策編 □本編は、事業所外運搬時における原子力災害に関する事項について定めるものとし、原子力施設における原子力災害及び原子力艦の原子力災害に関する事項については、第 1 4 編に基づくものとする。 □原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害対策のために必要な措置を講じる。 第 1 章 災害予防 第 1 節 核燃料物質等の事業所外運搬における安全性の確保 □原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努める。さらに、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて、適時適切に立入検査の実施等を行うものとする。 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 第 1 情報の収集・連絡 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 □原子力災害に対し、万全を期すため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図るものとする。 (2) 情報の分析整理 □収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。 □平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。 (3) 通信手段の確保 □緊急時における情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。 第 2 災害応急体制の整備 (1) 防災体制の整備 □核燃料物質等の事業所外運搬に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）に対し、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るよう指導する。 □核燃料物質等の事業所外運搬中の事故の発生について原子力事業者等より報告を受け関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合、又は関係省庁の求めがある場合には、直ちに関係機関への連絡、放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象の発生に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議の開催）事故情報の

国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備する。

□原子力緊急事態に至った場合においても、原子力事業者等及び国が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備する。

(2) 職員の体制の整備

□非常参集体制の整備を図るものとする。

□応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関との連携等について徹底を図るものとする。

(3) 緊急時予測システム

□放射能影響予測を行うシステムの開発、整備に努めるものとする。

(4) 緊急時モニタリング体制の整備

□現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。

(5) 専門家の派遣体制

□放射性医学総合研究所、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録する。

□現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、自衛隊に対してヘリコプター等による派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備する。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 特定事象発生情報の連絡

□核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。

□通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出するべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸(内閣官房) 原子力安全委員会、文部科学省、経済産業省、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事業発生後の応急対策活動

□現地との連絡を密に行う。

□官邸(内閣官房) 原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、関係地方公共団体との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

収集、国の職員及び専門家の現地への派遣、対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備する。

□原子力緊急事態に至った場合においても、原子力事業者等及び国が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備する。

(2) 職員の体制の整備

□非常参集体制の整備を図るものとする。

□応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関との連携等について徹底を図るものとする。

(3) 緊急時予測システム

□放射能影響予測を行うシステムの開発、整備に努めるものとする。

(4) 緊急時モニタリング体制の整備

□現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。

(5) 専門家の派遣体制

□放射性医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録する。

□現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては、自衛隊に対してヘリコプター等による派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備する。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第1 特定事象発生情報の連絡

□核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による特定事象が発生した場合には、直ちに関係省庁に連絡するとともに、その後の情報を随時連絡するものとする。

□通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出するべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について総理大臣官邸(内閣官房) 原子力安全委員会、文部科学省、経済産業省、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

第2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事業発生後の応急対策活動

□現地との連絡を密に行う。

□総理大臣官邸(内閣官房) 原子力安全委員会、文部科学省、内閣府、関係地方公共団体との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

第10編 原子力災害対策編

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

□対策拠点施設に派遣された職員は、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(3) 放射能影響の早期把握のための活動

□原子力事業者から連絡された放射性物質の放出状況等を取りまとめ、官邸（内閣官房）、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。

第3 通信手段の確保

□緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第2節 活動体制の確立

(1) 特定事象への対応

第1 専門家の派遣

□発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、または、関係地方公共団体の要請に基づき、あらかじめ登録された専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。

第2 関係省庁事故対策連絡会議の開催

□核燃料物質等の海上運搬中の事故による特定事象が発生した場合、当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

第3 現地事故対策連絡会議の開催

□現地に派遣された指定行政機関等の相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

□必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

第1 原子力災害対策本部の設置

□原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡し、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する指示案を官邸（内閣官房）及び内閣府に送付した後、内閣総理大臣に必要な情報を報告するとともに、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体に対する指示案を提出するものとする。

□内閣総理大臣による宣言が発出された後、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

□対策拠点施設に派遣された職員は、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(3) 放射能影響の早期把握のための活動

□原子力事業者から連絡された放射性物質の放出状況等を取りまとめ、**総理大臣**官邸（内閣官房）、指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。

第3 通信手段の確保

□緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第2節 活動体制の確立

(1) 特定事象への対応

第1 専門家の派遣

□発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、または、関係地方公共団体の要請に基づき、あらかじめ登録された専門家を現場へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員するものとする。

第2 関係省庁事故対策連絡会議の開催

□核燃料物質等の**事業所外**運搬中の事故による特定事象が発生した場合、当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するものとする。なお、放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合、その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

第3 現地事故対策連絡会議の開催

□現地に派遣された指定行政機関等の相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

□必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

第1 原子力災害対策本部の設置

□原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を**総理大臣**官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡し、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する指示案を**総理大臣**官邸（内閣官房）及び内閣府に送付した後、内閣総理大臣に必要な情報を報告するとともに、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体に対する指示案を提出するものとする。

□内閣総理大臣による宣言が発出された後、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。